

基準年度
単価年度

令和8年度
R8年8月度

設 計 書

場 所	福山市柳津町三丁目地内	
名 称	柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事	
金 額	設 計 金 額	円
設 計 概 要	常時用ポンプ及び送水管設置 一式	

本 工 事 費 内 訳 書

工種：機械器具設置工

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	ポンプ設備							
		機器費						
			水中ポンプ	台	1			
			逆止弁	台	1			
			バタフライ弁	台	1			
			吊上げ装置	台	1			
			計					[機器費]
	直接工事費							
			輸送費	式	1			

福山市上下水道局

本 工 事 費 内 訳 書

工種：機械器具設置工

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			小計					
			直接材料費	式	1			第 1 号内訳書のとおり
			補助材料費	式	1			
			小計					
			労務費	式	1			第 2 号内訳書のとおり
			複合工費	式	1			第 3 号内訳書のとおり
			直接経費	式	1			
			小計					
			仮設費（率）	式	1			
			小計					（直接工事費）

福山市上下水道局

本 工 事 費 内 訳 書

工種：機械器具設置工

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			計					[直接工事費]
		間接工事費						
			共通仮設費（率）	式	1			
			準備費（積上げ）	式	1			第4号内訳書のとおり
			現場管理費（率）	式	1			
			据付間接費	式	1			
			計					[間接工事費]
		据付工事原価						
		設計技術費						
			設計技術費	式	1			

福山市上下水道局

本 工 事 費 内 訳 書

工種：機械器具設置工

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			計					
		計（工事原価）						（工事原価）
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1			
			契約保証費	式	1			
			計					[一般管理費等]
工事価格								
消費税等相当額				%	10			
本工事費計								

福山市上下水道局

材料費内訳書

第1号内訳書 (1/2)

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
可とう伸縮継手	SUS304、両側フランジ、10K	本	1				配管接続材含む
短管 1 号	DCIP-GX形、φ 300mm×250mm、10K	個	2				配管接続材含む
直管 (A)	DCIP-GX形、φ 300mm×6,000mm	本	8				
曲管 2 2.5°	DCIP-GX形、φ 300mm×235mm×385mm	個	2				
曲管 9 0° (A)	DCIP-GX形、φ 300mm×415mm×550mm	個	1				
直管 (B)	SUS304、φ 300mm×3,917mm	個	1				配管接続材含む
短管 (A)	SUS304、φ 300mm×520mm	個	1				配管接続材含む
短管 (B)	SUS304、φ 300mm×320mm	個	1				配管接続材含む
短管 (C)	SUS304、φ 300mm×1,035mm	個	1				配管接続材含む
T字管	SUS304 φ 300mm×4,047mm×386mm×568mm	個	1				

福山市上下水道局

材料費内訳書

第1号内訳書 (2/2)

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
曲管 90° (B)	SUS304、両側フランジ、10K φ 300mm×464mm×464mm	個	2				配管接続材含む
曲管 90° (C)	SUS304、両側フランジ、10K φ 300mm×464mm×812mm	個	1				配管接続材含む
曲管 90° (D)	SUS304、片側フランジ、10K φ 300mm×810mm×547mm	個	1				配管接続材含む
固定金具 (A)	SUS304、C130×65×6t、PL6t 315mm×474mm	個	5				略図①
固定金具 (B)	SUS304、C130×65×6t、PL6t 365mm×474mm	個	3				略図②
固定金具 (C)	SUS304、等辺山形鋼L6-75、PL6t 365mm×474mm	個	1				略図③
固定金具 (D)	SUS304、C130×65×6t、PL6t 270mm×474mm	個	3				略図④
吊上げ装置架台	SS+溶融亜鉛めっき	式	1				
	計						

福山市上下水道局

労務費内訳書

第2号内訳書													
名	称	規	格	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
労務費													
		ポンプ据付											
		技術労務費（機械設備据付工）		人									
		ポンプ据付											
		一般労務費（普通作業員）		人									
			小計										
		配管据付											
		技術労務費（配管工）		人									
			小計										
			計										

複合工費

第3号内訳書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
舗装版切断	アスファルト舗装版厚15cm以下	m	10.35				
舗装版破碎積込		m2	4.32				
	小計						
送水配管固定架台製作設置		組	18				
	小計						
	計						

福山市上下水道局

アスファルト殻運搬処分費

第4号内訳書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
殻運搬	舗装版破碎	m3	0.21				
処分費等	再資源化施設受入費（アスファルト）	m3	0.21				
	計						

福山市上下水道局

施 工 条 件 表

対象工事名 : 柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事

項目	事 項	該 当		内 容					
① 計 画 準 備 関 係	施工計画書等の提出	●	あ り	○	な し	現場着手に先立ち、「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書・同標準図」に基づき機器製作計画書及び現場施工計画書を作成し、本工事（試掘等を含む）着手日前までに、監督員に提出し受理されること。			
		●	あ り	○	な し	現場着手に先立ち、「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書・同標準図」に基づき主要資材承認書を作成し、監督員の確認を得ること。			
	変更図面の作成	●	あ り	○	な し	設計図書に基づき現地の調査等を行い、現地の状況について照査する。変更が生じた場合は、変更図面を作成し、変更理由と共に監督職員に提出し協議すること。			
	取付ますの設置	○	あ り	●	な し	取付ますを設置できる権利がある関係者に対し、あらかじめ取付管及び取付ますの設置に関して十分に説明し、設置の有無及び設置場所の確認等を行い、「取付管及び取付ます設置確認書」を取得し、施工すること。また、取付ますの深さについても、十分検討すること。 なお、取得した「取付管及び取付ます設置確認書」は、完成図書とあわせて提出すること。			
	誓約書の提出	○	あ り	●	な し	試験掘りに先立ち、水道管、ガス管、その他の地下埋設物に対し、施工による不測の事態に対処するため、各管理者に誓約書を提出すること。また、その誓約書の写しを提出すること。 なお、福山市上下水道局管路維持課に提出する誓約書には、福山市上下水道局指定の配水本管工事施工資格業者を誓約業者として指定すること。			
	協議	●	あ り	○	な し	次のとおり、関係機関及び地域住民等との協議を行うこと。			
						関係機関	事項	協議の内容	備考
						道路管理者	関係法令	関係法令に対する、届出、許可など	
段階確認	●	あ り	○	な し	施工の重要な段階において、監督員の段階確認を受け、適切に実施すること。 なお、段階確認の工種及び時期、箇所等については、監督員と事前に協議するものとし、施工計画書に記載すること。				
その他	○	あ り	●	な し					

項目	事 項	該 当		内 容								
② 工 程 関 係	工事期間	●	あり	○	なし	工事期間は、次のとおりの期間の合計としている。また、本工事（試掘等を含む）着手までの準備期間とし60日間を、検査期間は14日間を見込んでいる。なお、この工事期間には、雨天、休日等（作業期間内の全土曜日及び日曜日、並びに休暇等）を含んでいる。						
						☒ 準備期間	☒ 本工事施工期間	☐ 建物等調査期間	☒ 変更協議期間	☒ 工場製作期間		
						☒ 後片付け期間	☒ 検査期間	☐ 水道管移設期間	☐ ガス管移設期間	☐		
	関連する別途工事	●	あり	○	なし	本工事に関連して、次の工事が施工、施工予定とされているため、相互に連絡・調整等を密にし施工すること。						
						関連工事の名称		発注者名		予定期間		備考
						柳津ポンプ場常時用ポンプ電気設備工事		福山市上下水道事業管理者		2026年11月1日から2027年3月31日まで		
	制約条件	○	あり	●	なし	施工時期、施工時間及び施工方法に制約条件があるため、次のとおり、適切な処置を行うこと。						
						場所	制約の要因	制約の内容		備考		
その他	○	あり	●	なし								
③ 用 地 関 係	借地	○	あり	●	なし	次のとおり、借地を見込んでいる。						
						場所	目的	面積	使用後の処置	備考		
	工事用地	○	あり	●	なし	工事区間において、次のとおり、一部未処理用地がある。						
						場所	面積	協議内容	完了見込時期	備考		
	学校用地での施工	○	あり	●	なし	学校用地における各種施設について形質を変更した箇所については、受注者の責任において原形復旧すること。						

項目	事 項	該 当		内 容					
④ 周 辺 環 境 保 全 関 係	建設公害の処置	● あ り ○ な し		騒音・振動・粉塵・その他の防止のため、次のとおり、適切な処置を行うこと。					
				項目		処理方法			備考
				建設機械（全般）		排出ガス対策型の使用			
	建物等の調査	○ あ り ● な し		一部の区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、次のとおり、発注者において近接する建物等の調査を実施する予定としている。 なお、調査箇所等を変更をする必要がある場合は、別途、協議すること。					
				調査内容	調査項目	数量			備考
	井戸の調査及び その他の調査等	○ あ り ● な し		一部の区間において、第三者に何らかの影響をおよぼすことが懸念されるため、次のとおり、事前に井戸調査及びその他の調査等を実施し、調査結果（計量証明書等）を監督員に提出すること。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。					
				調査内容	調査項目	数量			備考
	六価クロム溶出試験 の実施	○ あ り ● な し		次のとおり、「六価クロム溶出試験」を実施し、試験結果（計量証明書）を監督員に提出すること。 試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。 なお、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。					
				場所	工種	配合設計段階検体数	施工後段階検体数	工法	備考
				合計		検体			
	濁水・湧水の処理	○ あ り ● な し		施工に伴い発生する濁水・湧水は、水槽等の沈砂池により適切に処理し、排水すること。					
	その他	○ あ り ● な し							

項目	事 項	該 当		内 容					
⑤ 安全対策関係	交通誘導警備員	○ あ り	◎ な し	交通誘導員については、次のとおり見込んでいる。					
				場所	配置人数	配置期間		備考	
	近接施工	○ あ り	◎ な し	重要施設に近接した施工となるため、次のとおり、適切に管理を行うこと。					
				場所	近接する施設	条件	備考		
	作業時間内の埋戻復旧 （管きょ工）	○ あ り	◎ な し	作業時間外は交通開放するため、掘削・埋戻は即日を実施すること。 また、作業時間内に埋戻し・仮復旧を完了させ、作業時間外は掘削に伴う開口部を残さないこと。 なお、不測の事態により、埋戻復旧ができない場合は、警察等の関係機関へ連絡し、監督員に報告すること。 掘削・埋戻・仮復旧に係る割増を見込んでいる。					
掘削部の安全対策 （分水室）	○ あ り	◎ な し	分水室の施工に係る掘削部について、道路管理者および警察等と協議し安全対策を実施すること。 その際に必要となる対策費用については、共通仮設費（率計上）以外について設計変更の対象とする。						
⑥ 埋戻関係	処理土	○ あ り	◎ な し	処理土の購入先は、建設発生土リサイクルプラントを見込んでいる。					
	流用土（現場内流用）	○ あ り	◎ な し	埋戻土は、現場発生土の一部を流用することとしている。					
	流用土（他工事流用）	○ あ り	◎ な し	埋戻土は、次のとおり、他工事の発生土を流用する予定としている。 なお、止むを得ない事情により、これにより難しい場合は、別途、協議すること。					
				他工事名	搬入場所	搬入時期	備考		
	真砂土	○ あ り	◎ な し	管きょ工以外において、不足する埋戻土は、真砂土（購入）を使用すること。					
	品質管理	○ あ り	◎ な し	品質管理頻度	埋戻土量	試験回数	試験方法	（次のいずれか）	
					50～100m3未満	1回		簡易貫入試験 （土研式円すい貫入試験）	市道 14回以上/10cm 県道 17回以上/10cm
100～500m3未満					2回				
500～1000m3未満					3回				
1000m3以上					3回以上	現場密度試験		90%以上 （複数回の場合異なる層、位置で実施）	

項目	事 項	該 当		内 容			
⑦ 建設副産物関係	建設発生土	●	あり	○	なし	当該工事により発生する建設発生土は、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）に搬出するものとする。	
	建設発生土 （他工事流用）	○	あり	●	なし	他工事流用の場合は、次の運搬先を見込んでいる。	
						工事名	搬出場所
	建設汚泥（泥土）	○	あり	●	なし	建設汚泥（泥土）は、次の運搬先を見込んでいる。	
						種別	搬出場所
	建設汚泥（泥水）	○	あり	●	なし	建設汚泥（泥水）は、次の運搬先を見込んでいる。	
						種別	搬出場所
	特定建設資材の廃棄物	●	あり	○	なし	特定建設資材の廃棄物は、次の運搬先を見込んでいる。	
						種別	搬出場所
						アスファルト殻	高本公害防止工業有限会社（福山市神村町字草刈3778-1）
	建設副産物情報 交換システム	●	あり	○	なし	建設副産物情報交換システムの登録対象工事である。	
	広島県土砂の適正処理 に関する条例	○	あり	●	なし	「広島県の土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可の対象となる工事である。	
	その他	○	あり	●	なし		

項目	事 項	該 当		内 容				
⑧ 仮設関係	土留	○ あ り	◎ な し	次のとおり、土留を見込んでいる。なお、開削工における建込土留については任意仮設とする。仮設方法は土質条件・現場条件および周辺環境を考慮し施工管理・出来形管理を行うこと。				
				場所	工法	土留種別	備考	
	仮設(土留)材料の残置	○ あ り	◎ な し	次のとおり、工事終了後も仮設（土留）材料を残置すること。				
				場所	仮設材料名	残置の形態	数量	備考
	仮設(土留)材料の賃料	○ あ り	◎ な し	本工事で使用する仮設鋼矢板及びH鋼杭は施工済であり、本工事における当該仮設材の賃料について以下のとおり計上している。				
				場所	規格	賃料計上開始日	数量	備考
	覆工材料の残置	○ あ り	◎ な し	別途工事で引き続いて使用するため、次のとおり、工事終了後も覆工材料を残置すること。				
				場所	仕様	数量	付属部材	備考
	水替	○ あ り	◎ な し	施工に伴う湧水について、水替ポンプにより排水することを見込んでいる。				
	仮設電力設備	○ あ り	◎ な し	次のとおり、仮設電力設備を見込んでいる。				
				場所	設備の種類			備考
				☐ 発動発電機	☐ 低圧受電	☐ 高圧受電		
				☐ 発動発電機	☐ 低圧受電	☐ 高圧受電		
	一般搬入道路	◎ あ り	○ な し	一般道路を搬入路として使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。				
				搬入道路	期間	時間	工事中・後の処置	備考
				全ての道路	工事期間	9時～17時	随時路面等の清掃、工事後舗装等の欠損部補修	処置は使用に伴い影響があった場合
	仮設進入口	○ あ り	◎ な し	仮設進入口を設置・使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。				
期間				安全施設	使用中の処置	使用後の処置	備考	
その他	○ あ り	◎ な し						

仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

1. 本仕様書は、柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事に適用する。

第2節 留意事項

1. 本仕様書に記載のない事項については、「福山市建設工事請負契約約款（契約書を含む）」、「設計図書（別冊図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を用いる）」、「福山市上下水道局建設工事施行規程」、「福山市上下水道局工事検査技術基準」、「福山市下水道構造標準図」、「下水道土木工事共通仕様書(案)-2021年版-（（公社）日本下水道協会）」、「広島県土木工事共通仕様書（令和7年8月）」、その他関係規則によるものとする。
2. 施工にあたり、日本国の関係諸法令、諸官公庁の通達、施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きを速やかに行い、監督員に報告すること。
3. 施工にあたり、必要な事項及び固有の条件等は、この仕様書によるもののほか、別紙、施工条件表のとおりとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。
4. 契約約款第3条に基づき、契約締結後14日以内に工程表を作成し、提出すること。
5. 着工前に地元関係者と本工事の施工方法等について、十分に打合せ等を行い理解を得て円滑に工事が完成するよう努めること。
6. 工事開始日以降40日以内に着手すること。
7. 本工事は、法定外の労災保険契約の保険料を見込んでいる。

第3節 事業損失防止

1. 施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、振動等を原因として生じた、建物等の損害等の補償に関しては、「福山市上下水道局建設工事損失補償事務仕様書」によるものとする。
2. 発注者が近接する建物等の調査を実施する場合は、受注者は発注者の行う調査の範囲を把握し、近接する区間の施工には、細心の注意をはらい施工すること。
3. 発注者が調査を実施しない建物等について、受注者は必要に応じて事前に建物等の調査を実施すること。なお、調査箇所等については、監督員に協議を確認を要すること。
4. 事業損失が発生する可能性があるときは、監督員と協議すること。

第4節 主任（監理）技術者等の配置

1. 主任（監理）技術者の専任期間等
専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。
①契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
④工事完成後、検査が終了し、事務手続きなどの残務があり、引渡しを受けるまでの期間
2. 主任（監理）技術者の変更の特例
次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。
①技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき
②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき
③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

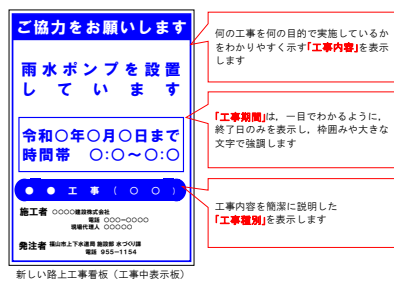
第2章 施工

第1節 安全対策

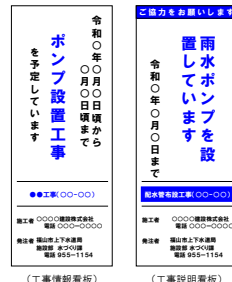
1. 片側交互通行及び通行止め等の交通規制を行う場合は、関係官公署の許可条件を遵守し、安全かつ円滑な交通を確保して事故発生のないように努めること。
2. 作業現場、作業用地内の整理整頓に留意して必要な安全施設の設置等を行い、関係者以外の立入りを禁止して危険防止に努めること。
3. 路面の補修及び転落防止対策に努めるなど、交通及び保安上の十分な措置を講じること。
4. 作業時間外（夜間等）に交通規制を行う場合は、その範囲を最小限とし夜間の保安施設は注意灯、回転灯及び防護柵等を設置して十分に配慮すること。
5. 施工に伴い事故が発生した場合は、迅速に所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、並びに事故による被害の内容等について、速やかに「事故等速報」等により、監督員に報告すること。

第2節 現道工事における保安施設

1. 保安施設は、「広島県土木工事共通仕様書」による現道工事における保安施設設置図（案）及び保安施設設置基準を基本とし、現場条件等に応じ適切に実施すること。ただし、「工事表示板」及び「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとすること。なお、この標準様式によらない場合は、監督員と協議すること。
2. 保安施設のうち工事情報看板的設置時期については、工事現場周辺の住民及び道路利用者等に十分周知を図れるよう事前に設置すること。また、その他の保安施設の設置時期は、現場着手にあわせて適切な時期に設置すること。
3. 作業休止中（休日等）で通行に支障のない場合は、作業のないことの周知が図れるように標識等を撤去またはシート等でかくす等、措置すること。
4. 施工に伴い止むを得ず路面に段差が生じた状態で交通開放する場合は、通行者に周知が図れるよう警戒看板等を設置するとともに、通行者の安全に十分配慮すること。
5. 台風等により暴風雨等が予測される場合は、保安施設（工事看板等）が頑丈に固定されていることを確認するとともに、設置場所等の状況によっては、一時撤去し、飛散しないように最善の策を講ずること。
6. 「工事表示板」、「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとする。なお、看板の寸法は、現場条件等に応じて適切な大きさとすること。



新しい路上工事看板（工事中表示板）



（工事情報看板）

（工事説明看板）



（まわり道案内表示板）

第3節 交通誘導警備員

1. 交通誘導警備員を配置するにあたっては、安全かつ円滑な交通が確保できるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育等を行うこと。
2. 交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、作業日当日標準作業量から必要な人数を見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積上げ人数の増員に対する変更は行わない。また、工事実績の交通誘導警備員が減となった場合は、実績数量により変更を行う。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等が生じた場合はこの限りでない。
3. 交通誘導警備員Aとは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。
4. 交通誘導警備員Bとは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。
5. 「警備員等の検定等に関する規則」により、広島県公安委員会から認定告示（2020年10月1日広島県公安委員会告示第73号）のあった路線に係る交通誘導を実施する場合については、交通誘導警備員Aを誘導日あたり1名以上配置すること。
6. 受注者は、交通誘導警備員を配置した場合、実施伝票の原本を監督員に提出すること。
7. 交通量が多い道路の交通規制に係る交通誘導警備員は、休憩時間中も常時配置すること。
8. 受注者は工事現場の交通状況を十分に把握し、交通誘導警備員の配置人数の増員が必要となる場合は、監督員と協議を行うこと。

第4節 管材

1. 工用材料は、使用前にその品質、寸法又は見本品について監督員の検査を受け、合格したものをを使用すること。ただし、発注者が認める規格証明書を有するものは、検査を省略することができる。
2. 材料発注に先立ち、事前に配管ルートを確認し、使用材料を概ね確認すること。

第5節 現場管理

1. 土留工の施工は、地盤変動に留意して適切に設置撤去すること。また、設置撤去の不良により地下埋設物、通行者及び隣接物等に損害を与えた場合は、受注者の責任により速やかに対処すること。
2. 埋戻工の施工は、十分な締固めを行うこと。また、埋戻し及び締固めの不良により地下埋設物、通行者及び隣接物等に損害を与えた場合は、受注者の責任により速やかに対処すること。なお、運搬機械からの直接投入は行わず、機械投入とすること。
3. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解し、工事現場及び現場周辺の状況に留意して施工すること。
4. 施工に伴い通常避けることができない損害等の発生が予見されるときは、速やかに監督員に協議すること。
5. 小黑板情報電子化対応ソフトウェアを使用する場合は、「土木工事共通仕様書（広島版）」に従い、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで、使用する機器・ソフトウェア等について工事着手までに提出すること。また、工事完成時に小黑板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出すること。

第6節 工事写真管理

1. 受注者は、工事記録写真を整理編集し監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完成時に提出する。上水道及び工業用水道の工事記録写真の撮影は、「工事写真撮影要領」によるものとする。
2. 工事記録写真の提出は、工事写真帳と原本を提出する。原本は電子媒体（CDまたはDVD）に格納し提出する。
3. 小黑板情報電子化対応ソフトウェアを使用する場合は、「土木工事共通仕様書（広島版）」に従い、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで、使用する機器・ソフトウェア等について工事着手までに提出すること。また、工事完成時に小黑板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出すること。

第7節 環境対策

1. 施工に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について、関係法令及び仕様書の規定を遵守の上、周辺地域の環境保全に努めるものとする。また、施工計画及び工事実施の各段階において十分検討して必要な措置を講じること。
2. 受注者は、大気汚染防止法に基づき本工事が特定工事に該当するかについて、事前調査（設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査等）を行いその結果を監督員に説明し、事前調査結果（受注者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果等）を現場の公衆に見やすい場所に掲示すること。なお、掲示物の大きさは長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上、縦長横長問わず）とする。また、監督員への説明書面の写し、及び事前調査の記録は、工事完了後3年間保存すること。
3. 資機材等の運搬にあたっては、運搬経路及び作業時間帯に留意すること。
4. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解して、工事現場及び現場周辺の状況に留意すること。
5. 広島県土木工事共通仕様書『1-1-1-32 環境対策』で使用する義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第8節 工事用地

1. 本工事に必要な現場事務所及び資材置場等の用地は、全て受注者の責任と負担において確保すること。

第3章 建設副産物

第1節 建設発生土

1. 当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用(単価)は変更しない。
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
2. 受入先においては、処分状況が確認できるよう、写真撮影を行うとともに、伝票(原本)等を監督員に提出すること。

第2節 建設汚泥

1. 建設汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 建設汚泥は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ受入し再資源化しなければならない。
3. 受入先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行うとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行うこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第3節 特定建設資材廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊等）

1. 特定建設資材廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 特定建設資材廃棄物は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ受入し再資源化しなければならない。
3. 受入先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行うとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行うこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第4節 「広島県土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可

1. 土砂の搬出
建設発生土について、500m3以上（一時たい積場については500m3/月以上）の土砂を事業区域外へ搬出するときは、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成16年広島県条例第1号、以下「広島県土砂条例」という。）第2章第8条に基づき、土砂の搬出に係る計画を定め、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前（一時たい積場については、当該計画に係る月の初日の10日前）までに、福山市長へ届け出なければならない。
2. 埋立行為（埋立て、盛土、たい積）
建設発生土について、事業区域外において土砂埋立区域の面積が2,000m2以上となる土砂の埋立行為を行う場合は、土砂埋立区域ごとに福山市長の許可を受けなければならない。

第5節 産業廃棄物の場外保管

本工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m2以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときには30日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第6節 再生資源利用計画の現場掲示

受注者は、再生資源利用計画及び再生利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事

特 記 仕 様 書

2026年度（令和8年度）

目 次

第1章 総 則	3
§1 水中ポンプ	6
§2 バタフライ弁（手動仕切弁）	7
§3 逆止弁	8
§4 吊上げ装置	9
第2章 複合工	10
第3章 据付工	10
第4章 検査及び試験	11

第1章 総 則

1. 適用

本工事は、柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事に適用する。

2. 工事場所

工事場所 福山市柳津町三丁目地内

3. 準拠基準

- (1) 本設備の設計及びに施工については、以下の諸規定に準拠するものとする。
 - ①揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説
 - ②揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説
 - ③高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針
 - ④下水道施設計画・設計指針と解説
 - ⑤国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書
 - ⑥日本産業規格（JIS）
 - ⑦労働安全衛生規則
 - ⑧消防法・同施行令・同施行規則・本市災害予防条例
 - ⑨クレーン等安全規則
 - ⑩大気汚染防止法、騒音規制法・振動規制法
 - ⑪福山市上下水道局給水装置標準設計施工事務取扱要綱
 - ⑫広島県土木工事共通仕様書
 - ⑬その他、下水道事業団仕様書・関係法規・規定など
- (2) 受注者は契約書・仕様書・設計書及びに図面に従い、誠実に工事施工に当たるのは勿論のこと、発注者の指定する監督員の指示に従わなければならない。
- (3) 重要な指示事項は全て文書によって処理し、発注者受注者双方とも確認しておくものとする。
- (4) 本仕様書以外の事項
本仕様書に明記されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものは全て受注者が充足するものとする。

4. 工事概要

本工事は、柳津ポンプ場におけるφ300ポンプ等の設置を行うものであり、付帯設備として配管類その他必要なもの一切を設けるものとする。

- ・常時用ポンプ設置に係わる機器の購入、据付 : 一式
- ・常時用ポンプ配管類の製作・購入、据付、複合工の施工 : 一式
- ・吊上げ装置設置に係わる架台製作、設置 : 一式

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、ポンプ設備、配管類及び吊上げ装置設置の設計、製作、搬入・据付け、調整、試運転までの一切であり、これによって生ずる手直しまでの施工も含むものである。

6. 提出図書および報告書

受注者は施工に先立って以下の図書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。尚、承諾後の変更事項についても、その都度発注者の承諾を得なければならない。

- ① 機器製作計画書（契約後 60 日以内）
- ② 現場施工計画書（現場着工 30 日以内）
- ③ 検査要領書（要求水準確認表を含む）
- ④ 主要資材一覧表
- ⑤ 製作仕様書（発注・製作仕様対比表含む）
- ⑥ 設計計算書
- ⑦ 機器据付図・基礎図
- ⑧ 各機器外形寸法図・構造図
- ⑨ 写真集（製作工程工事順）及び電子データ 各1部
- ⑩ 完成図書（工事完成時、検査成績書・取扱説明書含む） 2部
- ⑪ その他発注者が必要と認めた図書

7. 外注品

外注品を使用する場合は、外注品リストを提出し承諾を受けなければならない。

8. 検査

各種の検査を行うに必要な経費は全て受注者の負担とする。

9. 受渡し

試験検査完了合格後、発注者検査員の立会のもとで試運転を行い、機能的にも良好であることの確認をもって合格とし、受渡しを行う。

10. 保証

工事契約書による。

11. 安全対策

施工に当たっては、労働安全衛生規則を守り、就業者に対して、常にこれを徹底するよう留意するとともに、安全作業に対する十分な対策をなし、安全責任者を定めて、これを管理すること。

尚、万一の災害については、全て受注者の責任で処置するものとする。

12. 仮設物

受注者詰め所、倉庫等の仮設工作物を設置する場合は、設置場所（柳津ポンプ場用地含む）等について、事前に発注者の承諾を得なければならない。

13. 工事用の水及び電力

工事用の水及び電力は、その手続、設置等全て受注者の負担とする。

14. 疑義事項

本仕様書で疑義ある事項については、発注者受注者協議の上決定するものとする。

15. その他

(1) 受注者は、関係官庁及びその他と交渉を要する時並びに交渉を受けた時は速やかにその旨を発注者に申し出て、その指示を受けるものとする。

その他、工事施工上必要な所轄官庁への手続は全て受注者が行うものとする。

(2) 受注者は、既設構造物その他に損傷を与えないよう又は機能を阻害しないよう適切な保護を行うこと。これらの損傷又は損失を与えたとき及び施工便宜上取壊し、もしくは移設等を行うときは、発注者の指示に従い、事後受注者の負担に於いて復旧すること。

16. 情報共有システムの利用

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。

(2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

http://www.hdobokuk.or.jp/kouji_jyouhouhisutemu2.html

(3) 受注者は、情報共有システムの利用対象としないことを希望する場合は、契約後すみやかに発注者にその旨を協議し、承諾を得ること。

(4) 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、（一社）広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。

(5) 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、「情報共有システム利用手引（土木工事）」に基づき運用すること。

§ 1 水中ポンプ

1. 使用目的

雨水排水を目的とするものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	水中ポンプ (強制冷却) ガイドパイプ付	着脱式
(2) 口 径	φ 300	
(3) 吐 出 量	12.0 m ³ /分	
(4) 全 揚 程	8.0m	
(5) 電 動 機 出 力	37 k W	
(6) 電 動 機 形 式	乾式水中形誘導電動機	
(7) 電 源	三相 200 v 60 H z	
(8) 始 動 方 法	スターデルタ	
(9) 数 量	1 台	
(10) 使 用 条 件	雨水排水	

2.構造概要

2-1主要部材質

ポンプケーシング	FC250
羽根車	SCS13
主軸	SUS420又はSUS403

2-2付属品

1) 主ポンプ付属品は次のとおりとする。

・ ポンプ用ケーブル (約10m)	1組
・ コネクション	1組
・ ガイドホルダ	1組
・ 付属工具品	1組

2) コラムパイプ付属品は次のとおりとする。

・ ポンプ本体吊金具、チェーン (SUS304、5m以上)	1組
-------------------------------	----

§ 2 バタフライ弁（手動仕切弁）

1. 使用目的

本機は、必要に応じて止水及び吐出量を制御するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	バタフライ弁	
(2) 口 径	φ 300 mm	

3. 構造概要

本機は、ポンプの吐出側に設け、止水、流量調整等に使用するもので、摩耗、腐食に耐え閉鎖時に漏水がなく異物等の噛込みの少ない構造とすること。

4. 製作条件

- (1) 流入水はスクリーンを通過し、砂等を除去した雨水とする。
- (2) 弁の操作は手動開閉式とする。

5. 各部の構造

- (1) 弁本体は JWWA B 138 に準ずること。
- (2) 開度指示はダイヤル式とする。

6. 使用材料

- (1) 弁箱、弁体 FC200 以上
- (2) 弁座 SUS403 又は SUS304
- (3) 弁棒 SUS403 又は SUS304

7. 試験、検査

本弁の検査は機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に基づいて行なうものとする。

§ 3 逆止弁

1. 使用目的

本機は、ポンプ吐出のバタフライ弁までの間に設けポンプ停止時の逆流を防止するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	スイング式	
(2) 口 径	φ 300 mm	
(3) 使 用 水	雨水	

3. 構造概要

本機は、ポンプ吐出のバタフライ弁までの間に取付け、ポンプが停止した場合に逆流防止を行うものとする。

4. 製作条件

ポンプ停止時の水の逆流を防止するため、強い衝撃に耐える堅ろうな構造とすること。

5. 各部の構造

本弁は、スイング式構造とし、ケーシングは鋳鉄製、弁体は、ステンレス鋼製で、腐食及び摩耗を考慮すること。

6. 使用材料

弁 体	SUS304
ケーシング	FC200 以上
ピ ン	SUS304

7. 試験、検査

本弁の検査は機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に基づいて行なうものとする。

§ 4. 吊上げ装置

1. 使用目的

本機は、当該工事で設置の水中ポンプを吊上げするためのものである。

2. 仕 様

項目	仕様	備考
(1) 型 式	ギヤードトロリ式チェーンブロック	手動式
(2) 定 格 荷 重	2t	
(3) 揚 程	7m	
(4) そ の 他	昇降用チェーン 3 m 横行用チェーン 3 m ロードチェーンは耐食特殊処理チェーン	

3. 構造概要

本機は、吊上げた水中ポンプを水平方向に移動できるようギヤードトロリ式とする。

4. 標準付属品

- (1) チェーンバケット(鋼製) 1 式

第2章 複合工

§ 1 基礎工等

1. 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	数 量	備 考
1	送水配管固定架台製作設置（場内アスファルト撤去含む）	屋外	300 * 560 * 685H	18 組	

第3章 据付工

本設備が十分に機能を発揮し、雨水排水が支障無く行えるよう図面及び仕様書に従って設備機器一切の据付・配管布設等を行うものとする。

1. 概要

- (1) 機器一切の据付に当たっては、工事工程表に基づいて行うのは勿論のこと発注者の指示に従わなければならない。
- (2) 据付に当たっては、必ずそれぞれの担当技術者による指導を行わせること。
- (3) 現場据付工事には、熟練する現場責任者を常駐させ、発注者の指導監督のもとに作業を行うものとする。
- (4) 工事に際して構造物等に損害を与えないようにするのは勿論、万一損傷した場合には発注者の指示に従い、受注者の負担により復旧すること。
- (5) 工事の都合上、既設物の一部の取り壊しの必要が生じた場合は予め発注者の承諾を得て行うものとし、工事完了後は受注者の負担で発注者の指示により速やかに原形に復旧するものとする。

2. 各機器の据付

各機器は、所定の位置のコンクリート基礎上に、アンカーボルトで強固に据付芯出し調整を十分行った後据付けるものとする。

第4章 検査及び試験

1. 一般事項

- (1) 各機器の試験結果は、試験・検査成績表として完成図書に添付するものとする。
- (2) 検査及び試験結果は、発注者が立会のもとに行うことを原則とするが、材料、部品等については規格証明書のある場合はこの限りではない。

2. 部品検査

主要部品については、JIS規格に基づく検査を行うものとする。

3. 現地試験

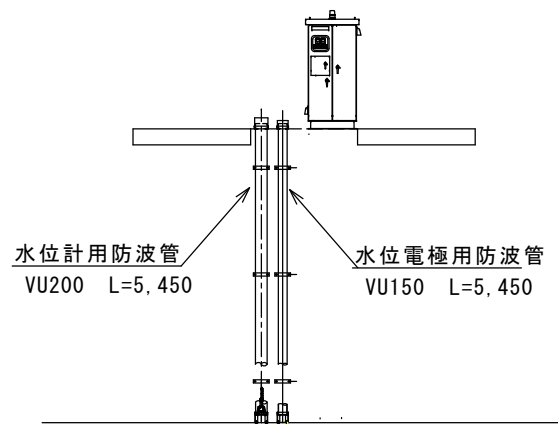
- (1) ポンプ、各機器
 - 1) 材料検査
 - 2) 水圧検査
 - 3) 外観・寸法検査
 - 4) 性能検査
- (2) 各種補機

各種補機その他は、JIS規格等に準じて性能検査を行うものとする。

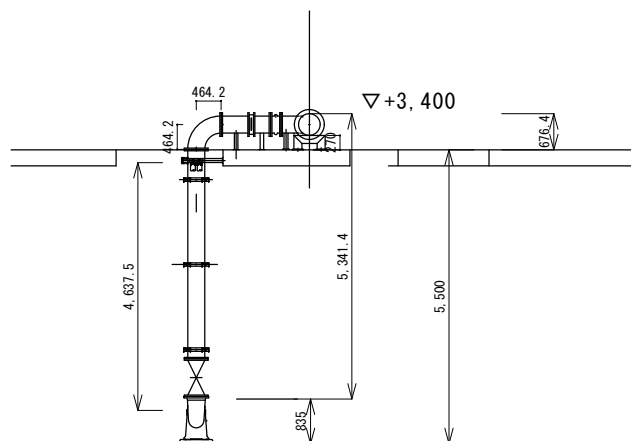
4. 完成検査及び試験

本設備は現地据付完了後、又は各段階において以下の試験を行うものとする。

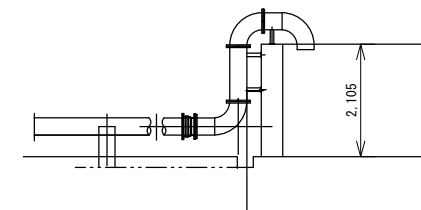
- (1) 機器据付外観検査
- (2) 配管工事検査
- (3) 機器試運転及び調整
- (4) その他機器の機能検査



“B”-“B”断面



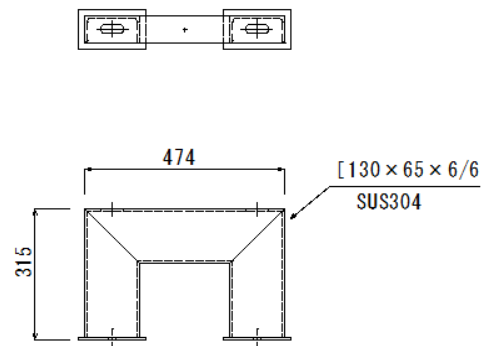
“A”-“A”断面



“C”-“C”断面

福山市上下水道局			
工事名称	柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事		
工事場所	福山市柳津町三丁目地内		
図面番号	2	縮尺	NON
2026年9月	断面図		

略図 ①



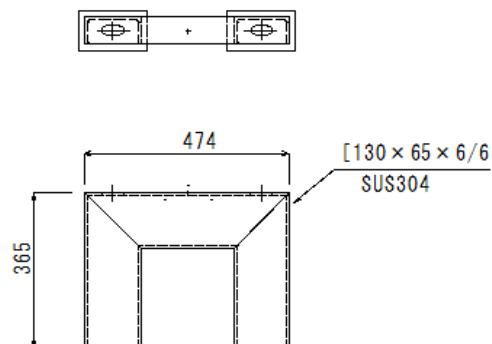
300A吐出し配管架台図 数量：5個
(Scale 1/5)

内容

300A SUS管 固定金具	(数量は1個当たり)
[130×65×6 t SUS	13.1 kg
PL6 t	1.44 kg
ケミカルアンカー AP-16	2 組
(SUS全ネジボルト含む)	
Uボルト 300A M16	1 本

数量：5個

略図 ②



300A吐出し配管架台図 数量：3個
(Scale 1/5)

内容

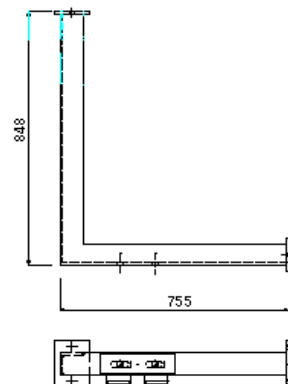
300A SUS管 固定金具	(数量は1個当たり)
[130×65×6 t SUS	14.3 kg
PL6 t	1.44 kg
ケミカルアンカー AP-16	2 組
(SUS全ネジボルト含む)	
Uボルト 300A M16	1 本

数量：3個

福山市上下水道局

工事名称	柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事		
工事場所	福山市柳津町三丁目地内		
図面番号	3	縮尺	NON
2026年9月	略図①、②		

略図 ③



水中ポンプガイドパイプ固定金具図
(Scale 1/5) 数量：1個

内容

ガイドフォルダー 固定金具 (数量は1個当たり)

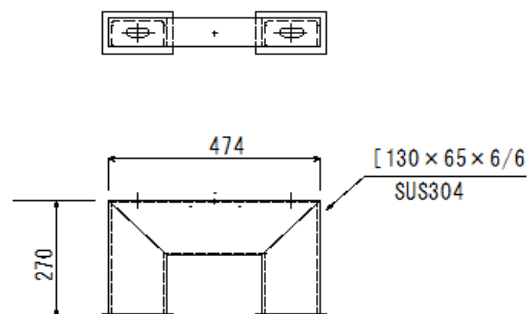
L 6 - 7 5 SUS 11.01 kg

PL6 t 0.16 kg

ケミカルアンカー AP-12 4組
(SUS全ネジボルト含む)

数量：1個

略図 ④



300A吐出し配管架台図 数量：3個
(Scale 1/5)

内容

300A SUS管 固定金具 (数量は1個当たり)

[130×65×6 t 8.85 kg

PL6 t 1.44 kg

ケミカルアンカー AP-16 2組
(SUS全ネジボルト含む)

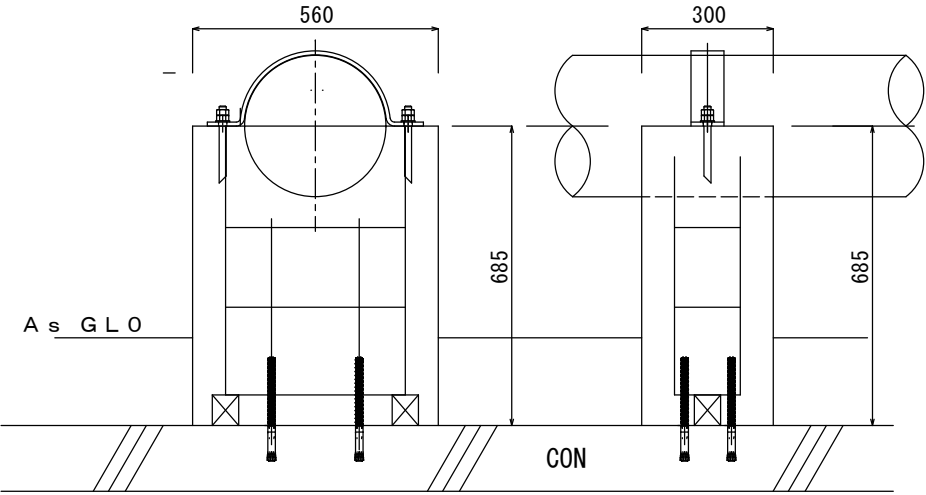
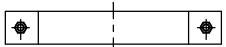
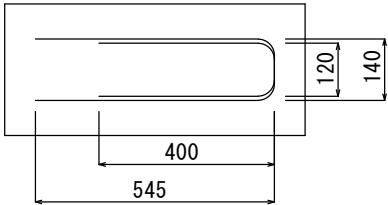
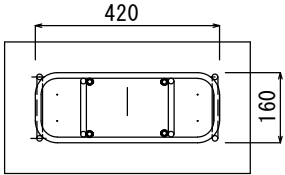
Uボルト 300A M16 1本

数量：3個

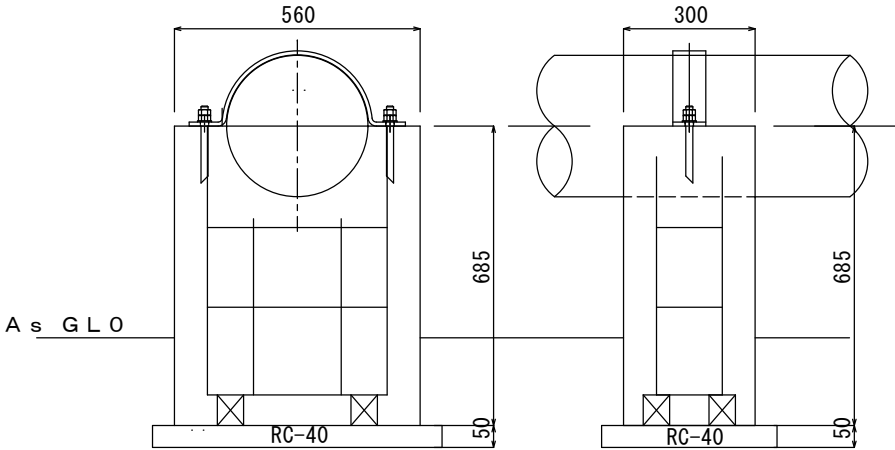
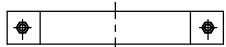
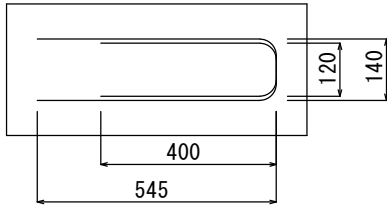
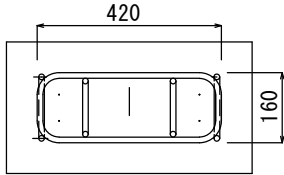
福山市上下水道局

工事名称	柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事		
工事場所	福山市柳津町三丁目地内		
図面番号	4	縮尺	NON
2026年9月	略図③、④		

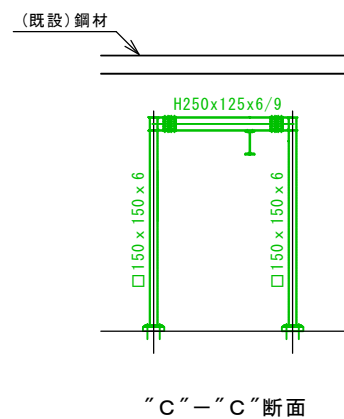
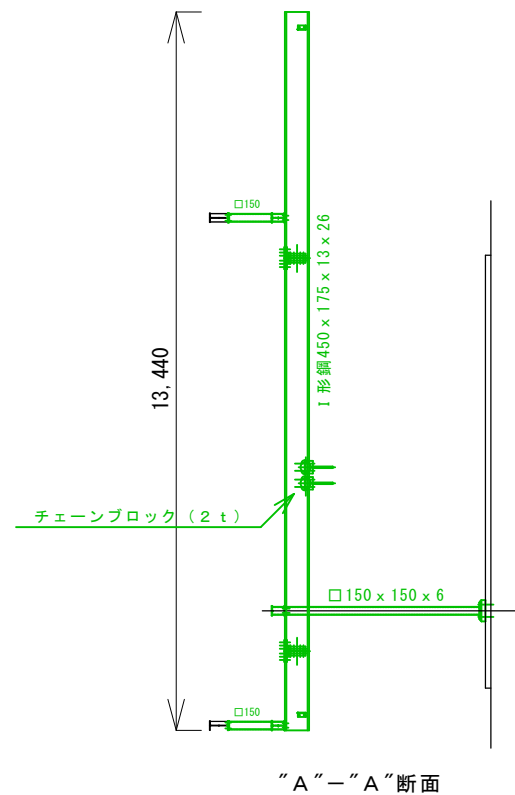
内 容	本数
D13 (545+140+545)=1, 230	2 本
D13 (400+120+400)=920	2 本
D13 (420+160+420+160)=1, 160	3 本
D13 差し筋アンカーL=470	4 本
パターン A (7ヶ所)	



内 容	本数
D13 (545+140+545)=1, 230	2 本
D13 (400+120+400)=920	2 本
D13 (420+160+420+160)=1, 160	3 本
パターン B (11ヶ所)	



福 山 市 上 下 水 道 局			
工事名称	柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事		
工事場所	福山市柳津町三丁目地内		
図面番号	5	縮尺	NON
2026年9月	配管架台基礎図		



※ 下水道事業団仕様(機械設備工事一般仕様書)

塗装仕上げのこと

福山市上下水道局			
工事名称	柳津ポンプ場常時用ポンプ機械設備設置工事		
工事場所	福山市柳津町三丁目地内		
図面番号	6	縮尺	NON
2026年9月	吊上げ装置架台図		